

社会福祉法人ときわ会
役員等報酬規程

社会福祉法人ときわ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ときわ会（以下、「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額。
- (2) 役員等が職務のために出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 当法人との職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各項による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、日額を限度に支給する。
- 3 当法人との職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、毎月23日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、当法人の職員給与等支給規程第3条第2項に準じた日とする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月25日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人ときわ会役員等報酬規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1

(1) 評議員

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 評議員会等会議への出席 | 5,500円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,500円 |

(2) 理事

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 理事会等会議への出席 | 5,500円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,500円 |

(3) 監事

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 監事監査等への出席 | 5,500円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,500円 |

(4) 評議員選任・解任委員

| | 日額 |
|---------------------|--------|
| 評議員選任・解任委員会への出席 | 5,500円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,500円 |

別表第2

| 役員名 | 報酬の額 |
|-----|------------|
| 理事長 | 月額150,000円 |